

(4) 東三河県庁(仮称)のコンセプト

～ 東三河のことは東三河で決める ～

○ 地域が直面する諸課題への総合的・自主的な対応

- * 広域防災、過疎対策、地域医療対策、鳥獣害対策など現下の諸課題に、副知事の総合調整の下、部局の枠を超えて、地域自らの判断で機動的に対応

○ 東三河振興のためのビジョンの策定・推進

- * 観光、産業、農林水産業のさらなる振興、三河港の機能強化、道路を始めとする基盤整備など、中長期的な視点で東三河の振興に向けた「将来ビジョン」を策定し、地域の発展に効果的な施策を推進

○ 県庁内分権の推進によるスピーディーな判断・決定

- * 土地利用規制、福祉施設、自然公園関係等の地域に密接に関わる権限の管内地方機関への移譲を推進し、県民サービスを向上
- * 本庁に頼らず、これまで以上に自ら考え判断できるよう職員の意識改革を徹底

○ 市町村とのさらなる協働

- * 市町村の意向を的確に汲み上げ、地域に根ざした施策を企画・立案
- * 市町村との連携強化により、効果的・効率的に事務事業を実施

○ 県境地域や民間組織との連携強化

- * 県境を越えた地域連携のモデルとなる「三遠南信地域連携」の取組を推進
- * 地元大学を始め「産学行政」の連携による地域づくりや産業振興施策等の推進

(5) 組織づくりの方向性

- 地域課題に総合的・自主的に対応するとともに、東三河振興のためのビジョンを策定・推進するため
分野横断的な総合調整機能と予算要求を含む政策立案機能を備えた「企画調整部門」を新設
林業・港湾等にかかる本庁各部局の有する機能の一部を移管
柔軟な人員配置と予算の重点化ができる仕組みの検討
東三河担当副知事が地方機関を適切に統括する仕組みを構築
本庁からの権限移譲（県庁内分権）により地方機関の機能を強化
- 地域で課題を共有し、共に考え、一丸となって東三河振興を図るため
市町村、各種団体、有識者等との常設の「協議の場」を新設
市町村との人材交流の活性化
- 行革を進める中、簡素・効率性の観点からコンパクトな組織を目指すため
県の機関を一つの建物に集約するのではなく、有機的にネットワーク化
- 組織づくりに当たっては、課題に応じて継続的に検討

(6) 今後の予定

- 8 月～11 月 県議会、地元市町村、各種団体及び有識者等へ素案の説明、意見聴取
東三河県庁（仮称）の役割、機能、権限及び執行体制について整理
- 12 月～3 月 関係条例の改正（12 月議会）
県民・市町村・関係機関等への周知、規則・規程の整備 等
- 平成 24 年 4 月～ 東三河県庁（仮称）のスタート（4 月）
地域を巻き込んだ将来ビジョンの策定 等